

| 締約国に関する情報 U A | ウクライナ | 附属書 B 1 U A |
|---|--|----------------|
| 一 般 情 報 | | |
| 国内官庁の名称 | Ministry for Development of Economy, Trade and Agriculture of Ukraine, Department for Development of Intellectual Property (国営事業「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」国家知的所有権機関) | |
| 所在地 | M. Hrushevskoho str., 12/2 Kyiv, 01008, Ukraine | |
| 郵便のあて名 | Derzhavne Pidpryemstvo "Ukrainsky Instytut Intelektualnoi Vlasnosti" The State Enterprise "Ukrainian Intellectual Property Institute," 1, Hlazunova Street, Kyiv 42, 01601, Ukraine | |
| 電話番号 ファクシミリ装置 | (380-44) 494 05 05, 494 05 04 (380-44) 494 05 06 (一般事項) (380-44) 494 05 35 (出願処理) | |
| 電子メール インターネット | office@ukrpatent.org www.ukrpatent.org | |
| PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法 | ファクシミリ装置 | |
| 送付することができる書類の種類 | すべての書類 | |
| 書類の原本提出義務 | 送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替え用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない | |
| 国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？ | 送付しない | |
| 郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1) | 受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする | |
| ウクライナの国民及び居住者のための管轄受理官庁 | 出願人の選択により、国営事業「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」国家知的所有権機関又はWIPO国際事務局(附属書C参照) | |
| ウクライナが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁 | 国営事業「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」国家知的所有権機関(国内段階参照) | |
| ウクライナを選択できるか？ | できる(PCT第II章に拘束) | |
| 取得可能な保護の種類 | 特許, 実用新案 | |

[次頁に続く]

| U A | ウクライナ (続き) | U A |
|--|--|-----|
| 国際型調査に関するウクライナの規定 | なし | |
| 国際公開に基づく仮保護 | 出願人は、発明を使用する資格のない者が当該発明を使用している場合、国営事業「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」国家知的所有権機関が国際出願を公開した日から、その発明についての出願の情報が公開された事実を実際に知っていた者、又はウクライナ語による書面によって出願番号の表示を伴って当該通知を受けた者に対して、賠償金の支払を求めることができる。この賠償金の請求は、特許付与後でなければ有効にならない (U P L 第21条, 第2部及び第4部)。 | |
| ウクライナが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報 | | |
| ウクライナが指定 (または選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期 | 願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知の受領日から2箇月の期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。 | |
| 微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか? | あり (附属書L参照) | |